

兵庫県公報

令和2年2月28日 金曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則及び単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	2

公布された法令のあらまし

●単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則及び単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（規則第2号）

1 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部改正

(1) 給料

第1号単労会計年度任用職員（1週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員（常時勤務を要する職を占める職員をいう。以下同じ。）に比し短い時間である会計年度任用職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）で単純な労務に雇用される者をいう。以下同じ。）の給料は、月額、日額又は時間額とし、その額は、次のとおりとすることとした。

ア 月額による給料の額 第2号単労会計年度任用職員（1週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員と同一である会計年度任用職員で単純な労務に雇用される者をいう。以下同じ。）の給料月額の例により算定した額（以下「基礎月額」という。）に、1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額

イ 日額による給料の額 基礎月額を21で除して得た額に、1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額

ウ 時間額による給料の額 基礎月額を162.75で除して得た額

(2) 初任給

ア 新たに第2号単労会計年度任用職員となった者の号給は28号給とし、その者が経験年数を有するときの号給は、当該経験年数の月数を12月で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に3を乗じて得た数を28に加えて得た数（当該数が34を超えるときは、34とする。）を号給とする号給とすることとした。

イ アの経験年数は、その者の経歴の年月数を会計年度任用職員経験年数換算表に定めるところにより換算して得られる年月数とすることとした。

(3) 手当

第1号単労会計年度任用職員の手当の支給基準、額及び支給方法は、第1号会計年度任用職員で第1号単労会計年度任用職員以外の者（以下「第1号一般会計年度任用職員」という。）の加算報酬、実費弁償及び手当の支給基準、額及び支給方法と同様とすることとした。

(4) 給与の支給方法等

単労会計年度任用職員の給与の減額及び支給方法は、会計年度任用職員で単労会計年度任用職員以外の者の給与の減額及び支給方法と同様とすることとした。

(5) 費用弁償

ア 第1号単労会計年度任用職員には、職務を行うために要する費用の弁償として、旅費を支給することとした。

イ アの旅費の支給については、第1号一般会計年度任用職員の旅費の支給と同様とすることとした。

(6) 給与の特例

第1号単労会計年度任用職員の給与については、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員との均衡を失すると認められる場合その他特別の事情がある場合には、(1)及び(3)にかかわらず、別に定める額をその者の給与の額とすることができることとした。

2 単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正

(1) 1週間の勤務時間

第1号単労会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1月を超えない期間につき1週間当たり38時間45分未満の範囲内で、任命権者が定めることとした。

(2) 週休日及び勤務時間の割振り

ア 第1号単労会計年度任用職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができるものとし、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振ることとした。

イ 第1号単労会計年度任用職員は、フレックスタイム制度の対象としないこととした。

規 則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則及び単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月28日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第2号

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則及び単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県規則第16号）の一部を次のように改正する。

題名中「給与」の右に「及び費用弁償」を加える。

第1条中「この規則は、」の右に「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する」を加え、「一般職に属する職員の給与を」を「者（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員を除く。以下「職員」という。）の給与及び費用弁償」に改める。

第2条の見出しを「(職種の区分)」に改め、同条第1項中「この規則において「職員」とは」を「職員は」に、「の区分に応じ」を「に区分するものとし、当該職種に属する職員の範囲は」に、「者であって、常勤のもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を含む。）をいう」を「ところによる」に、「者が」を「職員が」に改め、同項第1号中「洗濯長、主任洗濯員」を削り、同項第4号中「洗濯員、病院事務員」を削り、同条第2項を削る。

第3条中「技能労務職給料表（別表第1。以下「給料表」という。）に定めるところにより」を削り、同条に次の2項を加える。

2 職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者である職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）を除く。）の給料月額を、技能労務職給料表（別表第1）に定めるところによる。

3 第1号会計年度任用職員の給料は、月額、日額又は時間額とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 月額による給料の額 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者である職員（次条第1項及び第4項において「第2号会計年度任用職員」という。）の給料月額に例により算定した額（以下この項において「基礎月額」という。）に、単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年兵庫県規則第80号。以下「勤務時間規則」という。）第3条第5項の規定により定める1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額

(2) 日額による給料の額 基礎月額を21で除して得た額に、勤務時間規則第9条の規定によりその例によることとされる会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年兵庫県人事委員会規則第5号。第10条第2項において「会計年度任用職員規則」という。）第3条第2項の規定により定める1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額

(3) 時間額による給料の額 基礎月額を162.75で除して得た額

第4条第1項中「給料表」を「技能労務職給料表（第9条の2第1項において「給料表」という。）」に改め、「職員」の右に「(第2号会計年度任用職員を除く。）」を加え、同条第2項中「新たに」を「前項の者のうち新たに」に、「及び1種職員（地方公務員法第22条第2項の規定により臨時的に任用された職員（以下「臨

時的任用職員」という。)を除く。))を「又は1種職員」に、「前項」を「同項」に、「給与規則」を「職員の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号。以下「給与規則」という。))」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項の経験年数は、職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員である職員(次条及び第15条において「会計年度任用職員」という。)を除く。)としての在職年月数及びその者の経歴の年月数を経験年数換算表(別表第3)に定めるところにより換算して得られる年月数の合計年月数とする。ただし、給与規則別表第11に掲げる修学年数調整表に定める加える年数又は減ずる年数は、これに加え、又はこれから減ずるものとする。

第4条に次の2項を加える。

4 新たに第2号会計年度任用職員となった者の号給は28号給とし、その者が経験年数を有するときの号給は、当該経験年数の月数を12月で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に3を乗じて得た数を28に加えて得た数(当該号数が34を超えるときは、34とする。)を号数とする号給とする。

5 前項の経験年数は、その者の経歴の年月数を会計年度任用職員経験年数換算表(別表第4)に定めるところより換算して得られる年月数とする。

第5条の見出し中「又は給料表」を削り、同条中「職員を一の職から給料表の適用を異にすることなく」を「職員(会計年度任用職員を除く。第9条第2項において同じ。)を一の職から」に改め、「又は職員を一の職から給料表の適用を異にして他の職に異動させる場合」を削る。

第8条第1項中「その者に適用される給料表」を「単純な労務に雇用される職員の給与及び費用弁償に関する規則(昭和35年兵庫県規則第16号)別表第1に規定する技能労務職給料表」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 職員の子育て支援に関する条例(平成21年兵庫県条例第15号)第9条並びに職員の自己啓発、社会貢献等のための休業に関する条例(平成4年兵庫県条例第6号。以下この項及び第17条第1項において「自己啓発等休業条例」という。)第9条及び第10条の7の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。第9条の3第2項及び第9条の4において「育休法」という。)第2条第1項の規定による育児休業又は自己啓発等休業条例第3条若しくは第10条の2の規定による休業をした職員の職務復帰後の号給の調整について準用する。

第9条第1項中「又は」の右に「同条の規定に」を加え、同条第2項中「又は職員を一の職から給料表の適用を異にして他の職に異動させる場合」を削り、「ない場合又は」の右に「同条の規定に」を加える。

第9条の2第2項中「地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員」を「再任用職員で地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者」に、「単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年兵庫県規則第80号。以下「勤務時間規則」という。))」を「勤務時間規則」に改める。

第9条の3第1項中「第4条、第5条及び」を「第4条第1項(第5条において準用する場合を含む。)、第4条第2項及び第3項、第5条において準用する給与規則第15条第2項並びに」に改め、同条第2項中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育休法」という。))」を「育休法」に改める。

第9条の4中「第10条第3項の規定により」の右に「同条第1項に規定する」を加える。

第10条中「手当の」を「職員(第1号会計年度任用職員を除く。)の手当の」に改め、「(以下「一般職員」という。))」を削り、同条に次の1項を加える。

2 第1号会計年度任用職員の手当の支給基準、額及び支給方法については、次条から第13条までに規定するものを除くほか、会計年度任用職員規則第2章第2節、第4節及び第5節の規定を準用する。

第11条第1項中「。以下「特殊勤務手当条例」という。」を削る。

第12条第4項中「第2項及び前項の規定」を「前2項の規定」に改める。

第15条中「休職者」を「休職の期間中の職員(会計年度任用職員を除く。))」に改める。

第15条の2中「(昭和27年法律第289号)」を削る。

第17条中「第6条」の右に「(会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年兵庫県条例第8号。次項及び第19条第2項において「会計年度任用職員条例」という。)第9条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))」を加え、「休業条例第13条第1項前段(休業条例)を「自己啓発等休業条例第13条第1項(自己啓発等休業条例)に、「給与の減額について、給与条例第5条及び第13条並びに給与規則第37条の3の

規定は給与の支給方法を「給与の減額」に改め、同条に次の1項を加える。

2 給与条例第5条及び第13条並びに給与規則第37条の4の規定は職員（第1号会計年度任用職員を除く。）の給与の支給方法について、給与条例第5条、会計年度任用職員条例第4条及び給与規則第37条の4の規定は第1号会計年度任用職員の給与の支給方法について、それぞれ準用する。

第19条を第21条とし、第18条の次に次の2条を加える。

（費用弁償）

第19条 第1号会計年度任用職員には、職務を行うために要する費用の弁償として、旅費を支給する。

2 前項に定めるもののほか、第1号会計年度任用職員に対する旅費の支給については、会計年度任用職員条例第5条第2項から第4項までの規定を準用する。

（給与の特例）

第20条 第1号会計年度任用職員の給与については、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員との均衡を失すると認められる場合その他特別の事情がある場合には、第3条第3項及び第10条から第13条までの規定にかかわらず、別に定める額をその者の給与の額とすることができる。

別表第2備考2中「第4条」を「第4条第1項」に改める。

別表第3中「別表第3」を「別表第3（第4条関係）」に改め、同表学校又は学校に準ずる教育機関における期間の款中「における期間」を「における在学期間」に改め、同表民間経歴の款中「民間経歴」を「民間における企業、団体等の職員としての在職期間」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第4（第4条関係）

会計年度任用職員経験年数換算表

経歴の種類	職員の職務との関係	換 算 率	備 考
国、地方公共団体、旧公共企業体その他これらに類する公共的団体における職員としての在職期間	職務の種類が類似しているもの	10割以下	
	その他のもの	8割以下	部内の他の職員との均衡を著しく失すると認める場合は、この限りでない。
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		10割以下	在学期間は正規の修学年数の範囲内とする。
民間における企業、団体等の職員としての在職期間	直接関係があると認められるもの	10割以下	
	その他のもの	8割以下	
その他の期間	技能、労務等の職務で関係があると認められるもの	5割以下	
	その他のもの	2割5分以下	

備考

1 この表の換算率により難しい場合には、別に定める換算率によることができる。

2 経歴の換算は、別に定める学歴免許取得後の経歴につき、月数について計算するものとする。

（単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第2条 単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年兵庫県規則第80号）の一部を次のように改正する。

第1条中「この規則は、」の右に「地方公務員法（昭和25年法律第261号。第3条及び第10条において「地公法」という。）第57条に規定する」を加え、「一般職に属する職員」を「者（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員を除く。以下「職員」という。）」に改める。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第3条第3項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）」を「地公法」に改め、

同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 地公法第22条の2第1項第1号に掲げる者である職員（次条及び第7条において「第1号会計年度任用職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1月を超えない期間につき1週間当たり38時間45分未満の範囲内で、任命権者が定める。

第4条第1項中「及び任期付短時間勤務職員」を「、任期付短時間勤務職員及び第1号会計年度任用職員」に改め、同条第3項中「職員（」の右に「第1号会計年度任用職員及び」を加え、「前条各項」を「前条第1項から第4項まで及び第6項」に改め、同条第4項中「前条各項」を「前条第1項から第4項まで及び第6項」に改める。

第7条第1項中「第3条第2項」を「同条第2項」に、「時間）」を「時間、第1号会計年度任用職員にあっては同条第5項の規定に基づき定める時間）」に改める。

第9条中「(以下)」を「(次条において)」に、「第19条」を「第19条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。